

「住宅団地再生」連絡会議の運営について（案）

（設置の目的）

第1 「住宅団地再生」連絡会議は、大都市・地方中心都市の郊外の住宅団地の将来の課題に対応するための再生・転換方策について、地方公共団体や民間事業者等の関係者が調査、意見交換等を行うことを目的として設置します。

（活動）

第2 本会議は、第1の目的を達成するため次の活動を行います。

- (1) 住宅団地再生に関する調査研究
- (2) 構成員間での情報共有・意見交換
- (3) 住宅団地再生のための施策の普及・促進
- (4) その他目的達成のため必要な事項

（構成員）

第3 本会議は、住宅団地の再生について関心の高い地方公共団体、民間団体・企業等の構成員により組織します。

（役員）

第4 本会議に次の役員を置きます。会長は会議を代表し、副会長は会長を補佐することとします。

- (1) 会長 1 団体
 - (2) 副会長 1 団体
- 2 会長は、構成員の中から互選します。
- 3 副会長は、構成員の中から会長が指名します。

（ワーキンググループ等）

第5 本会議に、必要があると認めるときは、ワーキンググループ等を設置することができます。

2 ワーキンググループ等の実施状況については、連絡会議に適宜報告を行うものとします。

（事務局）

第6 連絡会議の事務局は、国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構及び一般財団法人住宅生産振興財団とします。

（雑則）

第7 上記のほか必要な事項は、会長が定めます。

目的

- 多摩ニュータウンや千里ニュータウンでは、高度経済成長期に、住宅不足解消等に向け、計画的に住宅や道路、公園等の公共施設、鉄道等の交通をはじめ、「新たなまち」として整備されたが、住民の高齢化や建物・インフラの高経年化、近隣センターの衰退、都市（地区）センターの再生など、**様々な課題**を抱えている。
- 新たな時代に即した「ニュータウンのまちづくり」に向け、東京都と大阪府が事務局となり、**①地方自治体を主体とした情報共有や意見交換**を行うとともに、**②政策の方向性等を検討**することを目的として、ニュータウンに関する意見交換等の場（WG）を設置

概要

【名称】（仮称）全国ニュータウン連絡会

【体制】東京都、大阪府が事務局となり、いわゆるニュータウンを抱える自治体及び国・URをメンバーとして立ち上げ

- ・大規模ニュータウンを中心に東京都及び大阪府よりお声がけさせていただきます。また、連絡会への参加を希望される自治体は、事務局までお声がけください。（なお希望者が多い等の場合、事務局にて選定させていただきます）
- ・意見交換等の内容については、住宅団地再生連絡会議で適宜報告します

スケジュール（案）

時期	イベント	内容等
4月～6月	東京都、大阪府により、参加自治体へ声がけ	
夏頃	第1回（仮称）全国ニュータウン連絡会開催 ※オンライン併用を想定 (年度内 数回程度開催)	<ul style="list-style-type: none"> 各ニュータウンの紹介・意見交換 連絡会の進め方確認 等
		<ul style="list-style-type: none"> 各ニュータウンの取組や課題について意見交換 住宅団地再生連絡会議にて状況報告